

(共同施工用)

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、江別市発注に係る下記工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「工事」という。）を共同連帯して施工することを目的とする。

工事名

(名称)

第2条 当共同企業体は、共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所をに置く。

(成立及び解散の時期)

第4条 当企業体は、年 月 日に成立し、当該工事の請負契約の履行後に解散する。ただし、江別市契約に関する規則第63条第1項の規定に基づく跡請保証をしている場合は、当該跡請保証に係る江別市の検査に合格したときに解散する。

2 当該工事を請け負うことができなかつたときは前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散する。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、当該工事に関し、当企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負契約に係る行為（入札・見積を含む。）を行う権限及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとし、当該工事の請負代金の変更があった場合においてもこの割合は変わらないものとする。

_____	%
_____	%
_____	%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員を持って運営委員会を設け、当該工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、当該工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は_____とし、代表者名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、工事完成のとき当該工事について決算をするものとする。

（利益金の配当）

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員に利益を配当するものとする。

（欠損金の負担）

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の制限）

第15条 構成員は、当該工事の施工を目的とする他の共同企業体に参加することができない。

2 この協定に基づく権利義務は、第三者に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が当該工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事の途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては残存構成員が共同連帯して当該工事を完成するものとする。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者がある場合、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき目的物の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(関連事業)

第19条 第1条の工事に関連する事業については、この協定書の各規定を準用するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ほか、____社は、上記のとおり
_____共同企業体協定を締結したので、
その証拠としての協定書__通を作成し、各通に各構成員が記名押印し、各自所持するほか、うち1通は競争入札参加資格審査申請のため、江別市に提出する。

年 月 日

共同企業体構成員

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

備 考

この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。